

社援発0418第3号  
令和4年4月18日

都道府県知事  
各 殿  
市町村長

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

### 生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業の実施について

平成27年4月から、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する地方自治体において自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業（以下「自立相談支援事業等」という。）等、生活困窮者の自立を支援する各種事業が一体的に実施されている。

自立相談支援事業等の実施に当たって、各事業の従事者は、多様で複合的な課題を有する生活困窮者への包括的な支援が適切に行えるよう十分な専門性を有することが必要であるため、これらの事業に従事する者に対して、事業ごとに定めるカリキュラムのとおり研修を実施することとしている。

研修については、「生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業の実施について」（令和3年4月9日社援発0409第36号本職通知）の別紙「生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき実施しているところであるが、今般、別紙のとおり実施要綱の一部を改正し、本日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

## 生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施要綱

### 1 主任相談支援員養成研修

#### (1) 目的

生活困窮者への相談に関し高度な相談支援能力を持ち、支援困難ケース等へ対応し、自立相談支援機関において相談業務のマネジメントを行うとともに、社会資源開発や地域づくりを行う能力を備えた主任相談支援員を養成するための研修として実施する。

#### (2) 実施内容

##### (ア) 研修対象者

自立相談支援事業において主任相談支援員として配置されている者。

なお、対象者の選定に当たっては、以下の①から③までのいずれかに該当する者であることを考慮の上、検討すること。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ② 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③ 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である地方自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

##### (イ) 研修内容

別添1「主任相談支援員養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を受講するものとする。

#### (3) 実施時間数

- 2. 5日間（17.5時間）とする。

### 2 相談支援員養成研修

#### (1) 目的

生活困窮者への個別的・継続的・包括的な支援（アセスメント、自立支援

計画の策定、支援調整会議の実施等の一連の支援プロセス)を行う相談支援員を養成するための研修として実施する。

## (2) 実施内容

### (ア) 研修対象者

自立相談支援事業において相談支援員として配置されている者。

なお、対象者の選定に当たっては、相談支援業務に従事している者（これまで従事していた者も含む。）など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

### (イ) 研修内容

別添2「相談支援員養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を受講するものとする。

## (3) 実施時間数

2. 5日間（17.5時間）とする。

## 3 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修

### (1) 目的

生活困窮者への就労支援（能力開発、職業訓練、就労支援、無料職業紹介、求人開拓など）やキャリアコンサルティング等を行う就労支援員及び、複合的な課題を抱え、直ちに就労が困難な者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するために必要とされる姿勢・知識・能力を備えた就労準備支援事業従事者を養成するための研修として実施する。

## (2) 実施内容

### (ア) 研修対象者

- ① 自立相談支援事業において就労支援員として配置されている者
- ② 就労準備支援事業において就労準備支援担当者として配置されている者及び被保護者就労準備支援事業において被保護者就労準備支援担当者として配置されている者
- ③ まだ自治体として就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業を実施していないものの、次年度以降に実施予定であり、就労準備支援事業担当者及び被保護者就労準備支援担当者として配置予定である者

なお、対象者の選定に当たっては、キャリアコンサルタント、産業カウン

セラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（これまで従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、検討すること。

（イ）研修内容

別添3「就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を受講するものとする。

（3）実施時間数

2．5日間（17．5時間）とする。

#### 4 家計改善支援員養成研修事業

（1）目的

生活困窮の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、相談者自身が主体的に家計を管理する意欲を引き出すための支援姿勢や方法等を学び、相談者が再び生活困窮状態に陥ることを予防する支援技術を備えた家計改善支援員を養成するための研修として実施する。

（2）実施内容

（ア）研修対象者

- ① 家計改善支援事業において家計改善支援員として配置されている者及び被保護者家計相談支援事業の相談支援に従事する者
- ② まだ自治体として家計改善支援事業及び被保護者家計相談支援事業を実施していないものの、次年度以降に実施予定であり、家計改善支援員及び被保護者家計相談支援事業の相談支援に配置予定である者

なお、対象者の選定に当たっては、相談支援に関わる知識・技術、家計管理に関わる知識・技術、社会保障制度や金融に関わる知識等を有していることが必要であり、以下の①から⑤のような人材が考えられる。

- ① 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 社会保険労務士の資格を有する者
- ④ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- ⑤ 上記①～④に掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

（イ）研修内容

別添4「家計改善支援員養成研修カリキュラム」に基づき養成研修を受講するものとする。

(3) 実施時間数

2. 5日間（17.5時間）とする。

5 担当者研修

(1) 目的

都道府県がそれぞれ実施する都道府県研修の内容の充実を図るため、効果的な都道府県研修の企画検討に関する講義・演習等を行い、都道府県研修の企画立案・運営に携わり中核的な役割を担う者を養成するための研修として実施する。

(2) 実施内容

(ア) 研修対象者

都道府県研修の企画検討メンバー及びその予定者（各都道府県の研修担当者や国が実施する研修の修了者を想定）

(イ) 研修内容

別添5「担当者研修カリキュラム」に基づき研修を受講するものとする。

(3) 実施時間数

2日間（12時間）とし、年2回に分けて実施する。

6 テーマ別研修

(1) 目的

生活困窮者自立支援制度の各事業に従事する者を対象に、時勢に合わせて支援の専門性を高め、支援手法の向上を図るための研修として、テーマ別研修を実施する。

※令和4年度のテーマは「孤独・孤立の理解とアウトリーチ相談支援」、「ヤングケアラーの理解と相談支援」とする。

(2) 実施内容

(ア) 研修対象者

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業及びその他生活困窮者自立支援制度に関係する事業に配置されている者及び配置予定である者。

(イ) 研修内容

別添6「テーマ別研修カリキュラム」に基づき研修を受講するものとする。

(3) 実施時間数

各2日間（12時間）とする。

## 7 生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修

(1) 目的

都道府県の生活困窮者自立支援制度の所管部署で従事する者を対象に、生活困窮者自立支援法第4条第2項に定められる都道府県の役割として、管内の自治体職員を支える仕組みづくり及び支援員を支えるネットワークづくりを実施できるよう研修を実施する。

(2) 実施内容

(ア) 研修対象者

都道府県担当者及び指定都市担当者

(イ) 研修内容

別紙7「生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修カリキュラム」に基づき研修を受講するものとする。

(3) 実施時間数

1日（6時間）とする。

## 8 共通事項

各研修事業の実施に当たり、以下のとおり共通事項を定める。

(1) 実施主体

実施主体は、国とする。なお、研修事業は公募手続きを経た上で適切な団体に委託して実施する。

(2) 費用負担

各研修の参加に必要な費用のうち旅費及び宿泊費については、それぞれ参加者の配置される各事業の対象経費として支出することができるものとする。なお、各研修に必要な教材費等は受講者の負担とする。

(3) 実施上の留意点

ア 研修日程、研修受講者の対象人数等については別途お示しすることとする

る。

ウ 各研修の修了者は、研修で学んだ知識や技能等について、積極的に関係者に伝える機会を設けること。具体的には、都道府県研修や自治体が生活困窮者自立支援制度に関して独自に研修を開催する場合、国が行う研修の修了者に企画段階から参画していただくことや、研修の講師として協力いただくことが考えられる。

(別添 1)

### 主任相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
生活困窮者自立支援制度について	○生活困窮者自立支援制度創設の背景及び制度の概要、生活困窮者支援の理念について理解する。	講義 ：1.5 時間
主任相談支援員に期待される役割	○主任相談支援員に求められる役割について理解する。 ○スーパービジョンの基本的考え方や手法を学ぶ。 ○職員の資質向上と職場（組織）づくりについて学ぶ。 ○支援対象者への理解を深めるための背景・手法について学ぶ。	講義と演習 ：計 8 時間
生活困窮者支援と地域づくりの意義	○生活困窮者支援における地域づくりの考え方を学ぶ。 ○生活困窮者支援と地域の関係機関・関係者との協働・連携について理解する。 ○地域の社会資源の把握と地域ネットワークの開発手法を学ぶ。 ○アウトリーチを通した地域との連携、支援手法について理解する。	講義と演習 ：計 7 時間
研修全体のまとめ	○研修の振り返り、まとめを行う。	講義： 1 時間

※計 17.5 時間

(別添2)

### 相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
生活困窮者自立支援制度について	○生活困窮者自立支援制度創設の背景及び制度の概要、生活困窮者支援の理念について理解する。	講義：0.5時間
個別支援の基本	○支援対象者への理解を深めるための視点を学ぶ。 ○援助関係をつくりにくい人の特性や支援方法について学ぶ。	講義と演習 ：計5時間
地域を基盤とした相談支援の方法	○地域の社会資源との連携について学ぶ。 ○任意事業や他制度との連携について学ぶ。	講義と演習 ：計5時間
相談支援の展開	○支援プロセス（インテークから終結）の流れと大切にすべき視点を学ぶ。 ○アウトリーチの重要性とその手法について理解する。	講義と演習 ：計7時間

※計17.5時間

(別添3)

### 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
生活困窮者自立支援制度について	○生活困窮者自立支援制度創設の背景及び制度の概要、生活困窮者支援の理念について理解する。	講義：0.5時間
支援関係の構築	○就労支援員・就労準備支援事業従事者に求められる役割を理解する。 ○支援対象者への理解を深めるための視点を学ぶ。 ○援助関係をつくりにくい人の特性や支援方法について学ぶ。	講義と演習 ：計3時間
就労支援を通じた地域づくり	○地域の社会資源との連携の重要性や手法について学ぶ。 ○任意事業や他制度との連携について学ぶ。	講義と演習 ：計6時間
支援手法の理解と構築	○多様な支援メニューの準備と開発の必要性やその手法について理解する。 ○就労体験先となる企業等の求人開拓を行うための手法を理解する。 ○アウトリーチの重要性や手法について理解する。	講義と演習 ：計7時間
研修全体のまとめ	○受講者自らが就労支援を組み立てることを目的とした総合演習と振り返りを行う。	講義と演習 ：計1時間

※計17.5時間

(別添4)

### 家計改善支援員養成研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
家計改善支援の基本的な考え方について	家計改善支援事業の目的や必要性、支援の流れなどを理解する。	講義：1時間
家計改善支援員の基本姿勢と役割について	生活困窮者の状況の理解と、家計改善支援員に求められる倫理・責務・役割を理解する。	講義：0.5時間
利用できる制度および多重・過剰債務の解決方法の理解について	債務整理等の基礎知識やその要因、活用できる各種制度等について理解する。	講義：1時間
相談者像の理解について	相談者が抱える課題や社会的背景を理解し、家計改善支援事業の対象となる相談者像について理解する。	講義と演習 ：計1時間
家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れについて	初回面接から終結に至るまでの一連の流れ、家計改善支援における基本的対応方法等について理解する。	講義と演習 ：計3.5時間
家計改善支援の失敗事例の検討について	事例を通して、相談時の注意点や面接の過程で配慮すべき支援員の姿勢について理解する。	講義と演習 ：計1時間
家計改善支援の実務に必要な帳票と家計表等の作成について	家計表やキャッシュフロー表等にもとづき、家計管理の方法等について理解や家計再生プランの書き方等について理解する。	講義と演習 ：計9.0時間
研修全体のまとめ	研修の振り返り、まとめを行う。	講義：0.5時間

※計17.5時間

(別添5)

### 担当者研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
都道府県研修の考え方について	生活困窮者自立支援制度について都道府県研修で伝えるべき内容を学ぶとともに、都道府県研修の目的と重要性を理解する。	講義：1.5時間
	上記の講義を踏まえ、事例を通じて、具体的な都道府県研修の考え方や手法についてより理解を深める。	講義と演習 ：計2時間
都道府県研修の企画立案について	都道府県研修の講義・演習教材をもとに、講義形式で、都道府県研修の企画立案の手順やポイント・ノウハウを学ぶとともに、演習形式で、実際に研修企画書を作成する。	講義と演習 ：計3.5時間
都道府県研修の実施について	国が行う研修の内容を一部、体験的に受講してもらい、その内容を伝える方法や伝え方を提示することで、国が行う研修の内容を踏まえた都道府県研修を開催することを、具体的にイメージできるようにする。また、参加者の取組発表により、都道府県研修の実施状況について自治体間での情報共有や振り返りを行うことで、研修の質の充実を図る。	講義と演習 ：計5時間

※計12時間

(別添6)

## テーマ別研修カリキュラム

※令和4年度のテーマは「孤独・孤立の理解とアウトリーチ相談支援」、「ヤングケアラーの理解と相談支援」とし、内容は以下のとおりとする。

### 【孤独・孤立の理解とアウトリーチ相談支援】

科目	目標	形式・時間数
支援対象者の理解	○孤独・孤立問題の現状について理解を深める。 ○孤独・孤立状態にある者やその家族の特性（心理、思考、行動の傾向等）について理解を深める。	講義 ：計3時間
支援関係の構築	○対象者の特性に留意した支援関係構築のための手法や、支援員として求められる姿勢、アセスメントの視点、アウトリーチ等の支援手法について学ぶ。	講義と演習 ：計3.5時間
多機関との連携	○地域の関係機関・関係者の役割を知り、協働・連携手法について理解する。	講義と演習 ：計2時間
事例を通じた支援の理解	○事例検討やロールプレイを行い、支援について実践に学ぶ。	講義と演習 ：計3.5時間

※計12時間

### 【ヤングケアラーの理解と相談支援】

科目	目標	形式・時間数
支援対象者の理解	○ヤングケアラー状態にある者やその家族の特性（心理、思考、行動の傾向等）について理解を深める。	講義 ：計1.5時間
支援関係の構築	○対象者の特性に留意した支援関係構築のための手法や、支援員として求められる姿勢、アセスメントの視点、アウトリーチ等の支援手法について学ぶ。	講義と演習 ：計4時間
多機関との連携	○地域の関係機関・関係者の役割を知	講義と演習

	り、協働・連携手法について理解する。	: 計 2.5 時間
事例を通じた支援の理解	○事例検討やロールプレイを行い、支援について実践に学ぶ。	講義と演習 : 計 4 時間

※計 12 時間

(別添 7)

### 生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修カリキュラム

科目	目標	形式・時間数
生活困窮者自立支援制度実施における都道府県による市等の支援	○広域実施主体として、管内福祉事務所設置市町 生活困窮者自立支援事業実施自治体の各種事業の実施体制・実施状況及び課題把握を担う役割を理解する。	講義 ： 1 時間
自治体支援の実際と今後の取組	○自治体支援に取り組む自治体からの実践報告から、具体的な自治体支援について学ぶと同時に、自らの自治体の取組状況を考察する。	講義と演習 ： 計 2 時間
	○上記の講義を踏まえ、演習形式を取り入れ今後の自治体支援のあり方を考える。	講義と演習 ： 計 2.5 時間
研修全体のまとめ	○研修のふり返り、まとめを行う。	講義: 0.5 時間

※計 6 時間